

令和6年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和6年7月1日(月) 開会 午前10時  
閉会 午後11時55分

場所 第3委員会室

出席委員 関根信明委員長  
高橋稔裕副委員長  
栄寛美委員、長峰秀和委員、美田宗亮委員、飯塚俊彦委員、新井一徳委員、  
中屋敷慎一委員、町田皇介委員、萩原一寿委員、平松大佑委員、  
城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]  
三須康男総務部長、三橋亨人財政策局長、若松孝治税務局長、  
高橋厚夫契約局長、高窪剛輔参事兼人事課長、瀧澤剛職員健康支援課長、  
後藤安史文書課長、渡邊和貴学事課長、岩崎正史税務課長、  
多胡一茂個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、福田和有統計課長、  
関根健総務事務センター所長、中野純子行政監察幹、伊藤正経入札課長、  
植竹眞生入札審査課長、笠原英之県営競技事務所長

鯨井素子秘書課長

榎本恒彦営繕課長

唐橋竜一人事委員会事務局長、  
西村憲一人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、瀧澤幸子任用審査課長

[県民生活部関係]  
島田繁県民生活部長、大熊聡県民スポーツ文化局長、  
檜山志のぶ県民共生局長、田辺勝広県民広聴課長、関根良和広報課長、  
鈴木淳子社会づくり課長、今川知浩人権・男女共同参画課長、  
鶴澤浩美人権・男女共同参画課共生推進幹、川崎賢一郎文化振興課長、  
安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、高野正規スポーツ振興課長、  
岸幹夫スポーツ推進課スポーツ施設整備推進幹、田中康博消費生活課長、  
大久保忠弘防犯・交通安全課長

## 会議に付した事件並びに審査結果

### 1 議案

議案番号	件名	結果
第77号	埼玉県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第80号	専決処分承認を求めることについて（埼玉県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例）	原案可決
第81号	工事請負契約の締結について（川口特別支援学校中央棟新築工事）	原案可決

### 2 請願

なし

### 報告事項

#### 県民生活部関係

- (1) 指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について
- (2) 令和6年度における指定管理者の選定について
- (3) スポーツ科学拠点施設整備運営事業について

**【付託議案に対する質疑（総務部関係）】**

**栄委員**

- 1 埼玉県税条例の一部を改正する条例について、専らレクリエーションの用に供する自家用船舶を免税軽油制度から除外することで、どのような影響が出るのか。また、影響額はどうか。
- 2 川口特別支援学校中央棟新築工事の工事請負契約に係る入札結果について、落札率が87.14%であり、低いと感じる。品質の確保や下請業者に影響はないのか。
- 3 この工事は既存校舎の中心部に中央棟を建てる工事であるが、安全対策はどうか。

**税務課長**

- 1 令和5年度の免税額は約2,700万円であるので、この額が増収になると見込んでいる。

**営繕課長**

- 2 品質低下や下請業者へのしわ寄せを防止し、適正な履行の確保を図るため、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づき、調査を実施した。具体的には仕様、数量、単価などの見込み違いがないか、下請業者の見積りが適正に積み上がっているか、必要な経費が適切に計上されているかなどについて調査を行ったが、調査の結果、下請業者へのしわ寄せはなく、工事品質が確保できると判断した。なお、低入札価格調査を経て契約をすることから、実施要領により請負業者は、監理技術者のほかに技術者を追加で配置し、手厚く工事管理を行うことになる。また、各検査の段階において、県監督員の検査のほか、営繕課の抜き打ち検査を予定している。さらに、契約を行った際に、施行に先立って施工計画書の内容を十分に確認するとともに、下請契約の締結状況の確認、主要な下請業者からの聞き取り調査を行うなど、工事施工中、工事完成後の各段階で追跡調査を行い、適正な執行を確保する。
- 3 工事の動線と生徒児童の動線を分けるとともに、生徒児童の登下校時には工事車両の出入りを行わないなど、工事車両の通行時間の調整、誘導員の配置などによって安全を確保していく。工事期間中は現場代理人による安全点検を実施するほか、県監督員による追加の安全点検を実施し、危険箇所の早期発見と対策を講じる予定である。また、工事の定例会において学校側の参加を依頼し、情報共有に努め、必要なアドバイスを頂く予定である。また、近隣の方々に対しても、工事内容を理解いただくため、工事工程、作業内容、問合せ先等を掲示してお知らせするとともに、工事車両の出入りは北側道路とし交通誘導員を配置するなど、近隣の安全対策を行っていく。

**長峰委員**

外形標準課税の対象法人の要件が出ていたが、資本金及び資本剰余金の合計額からすると、かなり大規模な会社であると考え。そのような法人は埼玉県内にどの程度あるのか、また今回の改正によって金額がどのくらい変わるのか。

**税務課長**

資料の「ア」と「イ」に分けて説明する。まず、「ア」については、これまで外形標準課

税の対象法人から外れてきた動きを抑止するという観点であり、具体的に何法人かは申し上げられないが、令和4年度の申告実績等によると、県内に本店がある法人のうち、外形標準課税の対象法人は約350法人であり、収入額は約150億円である。さらに、他県に本店がある法人まで含めると約3,200法人であり、収入額は700億円規模である。大変貴重な税源になっているため、この財源をしっかりと堅持するという観点での改正である。「イ」については、約20億円の増収を見込んでいる。

### 長峰委員

埼玉県の令和6年度の税収入は、企業からの税収が堅調であることから前年より増収を見込んでいるとのことだが、今回の改正によって将来的な影響はあるのか。

### 税務課長

法人事業税における外形標準課税の金額は、令和4年度の実績が約700億円であり、令和5年度、6年度と増収を見込んでいるため、しっかりと堅持していかなければならない。具体的にどの程度の増収になるかは不明であるが、法人二税の安定した確保という観点で非常に重要な制度だと考えている。

### 城下委員

- 1 埼玉県税条例の一部を改正する条例について、今後の影響額は不明であるとの答弁があったが、大まかにでも試算できないのか。
- 2 専決処分の承認を求めることについて、狩猟税の改正の目的は何か。
- 3 自動車税種別割について、納税証紙による徴収から納税通知書等による徴収に変更となった経緯は何か。また、対象者はどの程度いるのか。
- 4 工事請負契約の締結について、90%以下の落札率は珍しいと感じている。先ほどの答弁で、下請業者への聞き取りや県の抜き打ち調査を行うという説明があったが、過去に同様の事例はあったのか。
- 5 入札結果、2社が失格となっているが、理由は何か。

### 税務課長

- 1 法人事業税は景気の変動によっても大きな影響を受けるが、外形標準課税は安定的というところもあり、先ほど説明した「ア」の700億円や「イ」の20億円という金額については、それほど大きな変動はないと見込んでいる。
- 2 対象鳥獣捕獲員など、鳥獣捕獲の担い手確保を支援することが大きな目的である。国は生態系や農林水産業等に深刻な被害を起こしているシカやイノシシなどの野生鳥獣について、令和10年度までに、平成23年度の水準から半減を目指すとの目標を立てている。この目標に合わせる形で特例措置を延長するというのが、今回の改正の目的である。
- 3 本県では令和5年12月末をもって証紙を廃止しているが、米軍関係の自動車税についても、納税者の利便性向上を図るために納税証紙を廃止するものである。また、対象者は1人である。

### 入札課長

- 4 令和5年度は、調査基準価格を設定した案件が335件あったが、そのうち、低入札価格調査を実施した件数は62件である。また、調査の結果、妥当であると判断して契

約した件数は、速報値ではあるが5件である。

#### 営繕課長

5 1社は予定価格超過のため失格となった。もう1社は、入札額は失格基準価格を下回っていないものの、入札額のうち共通仮設費及び一般管理費等の2項目が、いわゆる数値的判断基準を下回ったため、機械的に判断し失格となった。なお、共通仮設費が基準を下回るのは、仮設が十分でなく、安全な施工がなされないなどのおそれがある。また、一般管理費等が基準を下回るものは、本社社員に対する給料が十分に支払われないなどのおそれがある。

#### 城下委員

- 1 鳥獣捕獲員の登録をする際にそれなりの登録料が発生するが、担い手の確保という観点で登録料の配慮はされているのか。
- 2 埼玉県は公契約条例がない。担当課として一般管理費等や安全対策は調査していると思うが、適正な賃金の確保という観点で調査はしているのか。

#### 税務課長

- 1 狩猟税については免除や半額にするという措置があるが、登録料の増減については把握しておらず、そのような特例はないと考えている。

#### 営繕課長

- 2 工事の進捗状況に合わせて下請業者へのヒアリングを行い、適正に支払われているのか追跡調査をしていく。

#### 平松委員

埼玉県税条例の一部を改正する条例について、この改正は、外形標準課税を逃れるために大企業の減資が増加した中で、昨年11月頃に議論が活発になり、改正に至ったと理解している。県内のいわゆる課税逃れは、何件程度あったのか。

#### 税務課長

法人がどのような理由で減資を行ったかについて、申告書等では確認できない。しかし、客観的な数字として、外形標準課税の対象法人は、平成19年度のピーク時には約5,000法人だったが、直近の令和4年度では3,252法人であり、36%減少している。減資には様々な理由があると思うが、地方税の安定的な税収をしっかりと堅持するという観点から、全国的に同じような問題意識を持った上での決定だと考えている。

#### 平松委員

- 1 約5,000法人から3,252法人に減ったことで、どのぐらいの減収になったのか。
- 2 今回の改正では、本年3月30日の公布日以降に減資した法人が対象になる。公布日前に減資をした法人は対象外になるが、税の公平性を考慮すると、既に減資した法人が対象外というのは疑義がある。制度設計や理由はどうか。

## 税務課長

- 1 ピーク時が約1,085億円、直近の令和4年度は約700億円だったので、約300億円の減収である。
- 2 租税法律主義により、遡って適用することは原則としてできない。逆に、税の公平性の観点から、公布日以降の駆け込み減資を含めて適用していく。

## 萩原委員

埼玉県税条例の一部を改正する条例について、大企業を対象とした改正であると思うが、中小企業やスタートアップが外形標準課税の対象法人になることはないのか。

## 税務課長

国の地方法人課税に関する検討会においても、今回の改正について小規模な企業への影響に配慮するとはっきり言われている。資本金1億円以下の中小企業を除外していくという現行の制度はそのままであり、中小企業に適用するというものではない。また、国会においても、中小企業等を原則として引き続き対象外とすることで地域経済や企業経営への影響を配慮した見直しであると答弁がされており、その趣旨を踏まえ県としてもしっかり対応していく。